

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金における令和3年度当初予算（案）の協議について

(別紙)

施設規模	補助者	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備	水害対策強化事業		新築化設備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備		給水設備整備	ブロック塀等改修整備	介護施設等の換気設備の設置事業	
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（水害対策強化事業分）	高齢者施設等の水害対策強化事業	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（大規模修繕等分）	認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）	高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	高齢者施設等の給水設備整備事業	高齢者施設等の安全対策強化事業	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		
			補助率：定額 補助上限：9,710円/m（※1） 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費80万円/施設	補助率：定額 補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：80万円/施設（ただし、非常用自家発電設備整備はなし）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、燃料タンクを除く）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：総事業費500万円（ただし、定員29人以下の地域密着型・小規模施設等はなし）	補助率：国1/2、自治体1/4、事業者1/4 補助上限：なし 補助下限：なし	補助率：定額 補助上限：4,000円/m 補助下限：なし			
定員30人以上以上の施設等	都道府県（指定都市・中核市を含む）	① 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	—	○	—	—	○（特責に限る）	○（特責に限る）	○	○	○	
		② 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		③ 介護老人保健施設	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		④ 介護医療院	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		⑤ 養護老人ホーム	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	
		⑥ 有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
		⑧ ①以外の老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
地域密着型・9人以下の施設等	市区町村（指定都市・中核市を含む）	⑪ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（※2）	—	○（1,540万円）（特責に限る）	—	○（1,540万円）（特責に限る）	—	○（特責に限る）	○	○	○	○	
		⑫ 小規模ケアハウス	○	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑬ 都市型軽費老人ホーム	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑭ 小規模介護老人保健施設	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑮ 小規模介護医療院	—	○（1,540万円）	—	○（1,540万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑯ 小規模養護老人ホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	○	○	○	○	
		⑰ 小規模有料老人ホーム	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	
		⑱ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	—	—	—	—	—	—	○	○	—	
		⑲ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—	
		⑳ ⑲以外の小規模老人短期入所施設	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	
		㉑ 認知症高齢者グループホーム	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	○	
		㉒ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	○	
		㉓ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	○	
		㉔ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—	
		㉕ 夜間対応型訪問介護ステーション	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
		㉖ 介護予防拠点	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—	
		㉗ 地域包括支援センター	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—	
		㉘ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（※6）	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	○	
㉙ 緊急ショートステイ	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—			
㉚ 施設内保育施設	—	○（773万円）	—	○（773万円）	—	○	—	○	○	—			

※1 1,000㎡未満の施設が対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災通報装置は108万円/施設（300㎡未満）、火災検知設備は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 宿泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要認めた場合に限る。

※5 宿泊を伴うものうち、市区町村長が特に必要認めた場合に限る。

※6 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市区町村長が特に必要と認めた施設を含む。

	スプリンクラー設備等整備		耐震化整備		大規模修繕等		非常用自家発電設備整備		給水設備整備		ブロック塀等改修整備		介護施設等の換気設備の設置事業			
	既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防炎改修等支援事業（水害対策強化事業分）		高齢者施設等の水害対策強化事業		認知症高齢者グループホーム等防炎改修等支援事業（耐震化分）		認知症高齢者グループホーム等防炎改修等支援事業（非常用自家発電設備整備事業分）		高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業		高齢者施設等の安全対策強化事業		高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	
補助率：定額	補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額		補助率：定額	
補助対象事業	補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業		補助対象事業	
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）	
対象経費	先導的事業整備計画に基づく事業の経費（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認められた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための施設に必要な事業に関する費用であって、旅費、送料品費、通信費、印刷費、印刷費及び設計監理料（非常用自家発電設備整備等については事業費及び施設等の自家発電設備の設置に必要な経費入費（備品設計に付工事請負費、運賃費を含む。）を含む。）をい）をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）															
留意事項	<p>共通</p> <p>ア 同一施設について、補助対象事業が複数にわたる場合は、それぞれの事業を区別し、見直し等を分けること。その際、各事業の対応部分が必要ないよう留意すること。</p> <p>イ 事業は建設・事業所ごと補助を行うため、場合によっては（一つの建物の中に複数の補助対象事業等が設置されている施設）においては、それぞれの補助対象事業ごとに対象経費の支出を定めること。</p> <p>ロ 対象経費の支出が補助対象事業に該当しない場合は、補助対象事業にかかるとして補助対象経費の支出を認めないことにより、施設・事業所ごとの対象経費の支出額を算出すること。</p> <p>ハ 過去に（当該補助金以外の）補助金の交付を受けて実施し、又は取得した増築については、対象区分（改修、廃棄等）を行う場合、「厚生労働省所管一般設計補助金に係る経費区分について」（平成20年7月17日老発0417001号厚生労働省経費通知）に基づき、手続きに該当しないよう留意すること。</p> <p>ニ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができるものとする。</p> <p>ホ 施設の採択に当たって一定期間経過するため、あくしはやかな国民生活の実現を図るための施設・施設に関する国土強靱化基本法（平成25年12月1日法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に定める事業は、「先導的事業整備計画（第1章）」及び「整備計画（第2章）」の「国土強靱化地域計画への取組」欄に「有」の記載をすること（ドロッグダウンリストの適用）。</p>															
各事業分	<p>ア 既存の小規模高齢者施設のスプリンクラー設備等整備事業を実施するに当たり、申請による支援であることから、その補助対象経費については算出に算定する必要はない。【別添4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費の算出方法について】をよく確認すること。</p> <p>イ また、当該施設で、あるの平屋階・半地下階等の建物の各部分の面積が確認できる建物、その必要と認められる部分に、【別添4 スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費の算出方法について】2「スプリンクラー設備等の整備に係る補助対象経費算出シート」に記載の上、2部算出すること。</p>		<p>ア 水害対策強化事業については、補助対象事業が発生する地域にある施設・事業所に関する。該当施設については、別添2-3を参照することとする。</p> <p>イ 過去に認知症高齢者グループホーム等防炎改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。</p>		<p>ア 建築物の維持管理の業務を行ったことに関するもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 建築物の維持管理の業務を行ったことに関するもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	
基準評価	<p>次のいずれか低い方の数値を基準値とする。</p> <p>ア 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）の点検</p> <p>イ 工事請負業者等の点検業者等の点検</p>															
提出が必要な添付資料	<p>下記の書類を添付すること。</p> <p>ア 平面図、位置図、写真等（状況及び仕様等が分かるもの）</p> <p>イ 見積書（公的機関（都道府県又は市町村の建築課等の見積もり）、工事請負業者等の見積書） ※公的機関の提出が難しい場合には、工事請負業者等の見積書を提出すること。</p>															

補助対象外	<p>ア 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p> <p>オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に関するものを含む事業</p>		<p>ア 建築物の維持管理の業務を行ったことに関するもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 建築物の維持管理の業務を行ったことに関するもの</p> <p>イ 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>		<p>ア 設計の不備又は工事施工の遅延に起因したもの</p> <p>イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ロ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの</p> <p>ハ 建築基準法等の法令違反にある状態を改善することを目的としたもの</p> <p>ニ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業</p> <p>ホ その他、支援事業として適当と認められないもの</p>	
協定の流れ	<p>①協定通知（厚生労働省）</p> <p>②協定通知（都道府県、指定都市、中核市等）</p> <p>③協定通知（市区町村等）…都道府県のみ</p> <p>④協議書類（事業者等）</p> <p>⑤協議申請（交付自治体宛）</p> <p>⑥協議申請（とりまとめ都道府県宛）…市区町村のみ</p> <p>⑦協議申請（所管地方厚生（支）局宛）</p> <p>⑧協議書類の送付（厚生労働省宛）</p>															

